

令和5年

上尾市教育委員会10月定例会 議案

議 案 名

議案第 4 1 号	上尾市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について -----	1
議案第 4 2 号	財産の取得に係る意見の申出について -----	4

議案第 4 1 号

上尾市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 1 0 月 2 5 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

上尾市教育委員会公印規則（昭和 6 2 年上尾市教育委員会規則第 6 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「ひな形」の次に「、書体」を加える。

第 4 条第 2 項中「すべて」を「全て」に、「又は廃止」を「、廃止又は廃
棄」に改める。

第 5 条第 1 項中「提出しなければならない」を「提出し、その承認を受け
なければならない」に改める。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定に基づき公印の印影を印刷した文書は、当該事務の主管課に
おいて厳重に保管し、常にその使用の状況を明らかにしておくとともに、
当該文書が不用となったときは、これを焼却等の方法により、速やかに廃
棄しなければならない。

第 1 0 条中「又は当直員」を削る。

第 1 1 条第 1 項中「使用しようとするとき」を「使用する者」に、「起案
用紙（起案用紙を用いていない場合にあっては、公印使用申請書（第 5 号様
式））」を「決裁文書（上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関す
る規程（平成 2 2 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する
決裁（同条第 2 号に規定する専決及び同条第 3 号に規定する代決を含む。）
を受けた文書をいう。以下この項において同じ。））」に改め、同項に次の後
段を加える。

この場合において、やむを得ない理由により、決裁文書を提示すること
ができないときは、公印使用簿（第 5 号様式）に必要事項を記入し、教育
総務課長又は当該公印取扱者の承認を受けなければならない。

第 1 1 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 5 号様式を次のように改める。

第5号様式(第11条関係)

公 印 使 用 簿

公印取扱者 承認印	月・日	使用課	使用者	公印の種類	文書名	押印数
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					

第 6 号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

公印の使用方法及びそれに関連する様式を改めるほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 4 2 号

財産の取得に係る意見の申出について

下記のとおり教育財産を取得することについて、市長に意見を申し出る。

令和 5 年 1 0 月 2 5 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

- | | | | |
|---|---------|---|-------|
| 1 | 物品の数量 | 触れる地球 SPHERE II | 1 2 台 |
| 2 | 取得の目的 | 探求的活動を充実させ、これからの未来の担い手となる子供たちに必要となる資質・能力を育成するため | |
| 3 | 取得の方法 | 寄附の受納 | |
| 4 | 寄贈品の見積額 | 2 5 , 1 9 6 , 6 0 0 円 | |
| 5 | 寄 贈 者 | 丹田益生 氏 | |

提案理由

寄附の申込があり、教育財産として取得することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 8 条第 2 項の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。